

令和4年10月7日

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処
会 計 科 長 毛 利 宣 行

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	単位	予定数量
産業廃棄物収集運搬及び処理役務	仕様書のとおり (廃プラスチック類)	K g	14,273.1

(2) 履行場所 陸上自衛隊 白老駐屯地

(3) 履行期限 令和5年3月31日(木)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付の資格を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者

(4) 別紙第1「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に考慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法第56号)に基づく「環境配慮への取組状況」及び「優良認定への適合状況」に関し、別紙第2「入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧」を提出し、ポイント制による評価で満点の50%以上を満たしている者である確認を受けた者

3 契約条項を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処白老弾薬支処に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 入札説明会等

(1) 入札説明会は実施しない。

(2) 現場確認を希望する者は陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 補給科と調整されたい。

5 競争入札執行の場所及び日時

(1) 日時 令和4年11月11日(金) 13時30分～

(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会議室

6 落札決定方法

単価により決定する。ただし、同額の場合は抽選とする。

なお、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

7 保証金等に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い入札書
- (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

10 その他

(1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

- (2) 入札参加を希望する事業者は、別紙第2「入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧」に示す関係書類を令和4年10月25日（火）17時までに提出すること。入札参加資格の審査結果については、令和4年10月28日（金）までに連絡する。

(3) 期日前入札（不在入札）

以下の要領によることで、第5項に示す日時・場所に不在であっても入札に参加することができる。この場合、到着を確認した時点で応札したものとみなす。

ア 入札書の作成要領

入札書は、「産業廃棄物収集運搬及び処理役務」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。

イ 入札要領

(ア) 郵送又は託送の場合

- a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を送付用の封筒等に入れ、郵送又は託送する。この際、配達証明ができるようにする。

- b 送付先
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科
 - c 入札期限
令和4年11月10日(木) 17時00分(必着)
 - d 到着の確認
発送した後、会計科担当者に期日前入札(不在入札)による応札である旨を、下記(7)の問い合わせ先に必ず電話連絡すること。
- (4) 持込の場合
- a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科に持込する。
 - b 入札期限
令和4年11月11日(金) 12時00分(必着)
- (4) 再度入札
- ア 期日前入札(不在入札)者がいない場合、直ちに実施する。
 - イ 期日前入札(不在入札)者がいる場合
 - (ア) 再度入札の実施日時
令和4年11月16日(水) 13時30分
 - (イ) 不在入札による場合の入札期限
 - a 郵送又は託送
令和4年11月15日(火) 17時00分(必着)
 - b 持込の場合
令和4年11月16日(水) 12時00分(必着)
 - (ウ) その他の要領
初度の入札と同様
- (5) 「2(3)に示す資格を証する書類」に関し、本年度初めて当支処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあったものは、当該「写」を入札開始前までに提出する。また、期日前入札(不在入札)による入札の場合も同様とする。
- (6) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始前までに提出すること。
- (7) 入札に関する問い合わせ先
- ア 仕様等に関する事項
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 補給科(担当:谷口)
電話 0144-82-2107(内線249)
 - イ 入札及び契約等に関する事項
〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科(担当:給前)
電話 0144-82-2107(内線284)
- (8) 公告掲示場所
- ア 掲示板
 - (ア) 白老駐屯地
 - (イ) 札幌駐屯地
 - (ウ) 真駒内駐屯地
 - (エ) 東千歳駐屯地
 - (オ) 島松駐屯地

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(9) 公告掲示期間

令和4年10月7日～令和4年11月11日

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

入札参加資格の審査に必要な申請書類一覧

1 収集運搬業者

誓約書		
1	優	誓約書（付紙第1のとおり）
環境配慮への取組状況		
1	優	環境／CSR報告書
2	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（インターネットからの印刷）（付紙第2を参照）
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類
5		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類（付紙第3のとおり）
		直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を越えていることを証する書類（付紙第3のとおり）
		国税（法人税）の納税証明書（又はその写し）
		社会保険料納付確認書（又はその写し）
		労働保険料納付確認書（又はその写し）
収集運搬業固有の取組		
1		環境に配慮した運転（実施状況及びインターネット等による情報公開及び認証【グリーン経営認証など】）
	優	ア. エネルギー使用実態の把握等
	優	イ. エコドライブの推進措置
	優	ウ. 点検・整備の自主管理基準
	優	エ. 輸送効率向上のための措置
2	優	低燃費車の導入割合（平成27年度燃費基準達成車）
3	優	低排出ガス車の導入割合（平成17年規制以降の適合車）

2 中間処理業者（破碎）

誓約書		
1	優	誓約書（付紙第1のとおり）
環境配慮への取組状況		
1	優	環境／CSR報告書
2	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（インターネットからの印刷）（付紙第2を参照）
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類
5		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類（付紙第3のとおり）
		直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を越えていることを証する書類（付紙第3のとおり）
		国税（法人税）の納税証明書（又はその写し）
		社会保険料納付確認書（又はその写し）
		労働保険料納付確認書（又はその写し）
中間処理業固有の取組		
1	優	低公害形建設機械の導入割合（排出ガス対策、低騒音・低振動対策）

3 中間処理業者（焼却）

誓約書		
1	優	誓約書（付紙第1のとおり）
環境配慮への取組状況		
1	優	環境／CSR報告書
2	優	温室効果ガス等の排出削減のための計画・目標を数値で示した資料
	優	温室効果ガス等の排出削減目標の達成状況を示した資料
	優	インターネット等適切な方法にて公表している旨を誓約する書類
3	優	従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組に関する研修・教育の年間実施計画
優良認定への適合状況		
1	優	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書類
2	優	優良産廃処理業者認定制度の認定業者であることを証する書類
3		事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類（インターネットからの印刷）（付紙第2を参照）
4		ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを証する書類
5		直前3年の貸借対照表
		直前3年の損益計算書
		直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であることを証する書類（付紙第3のとおり）
		直前3年の各事業年度における経常利益と減価償却の額の和の平均が零を越えていることを証する書類（付紙第3のとおり）
		国税（法人税）の納税証明書（又はその写し）
		労働保険料納付確認書（又はその写し）
中間処理業固有の取組		
1	優	熱回収の実施

注1：優良認定への適合状況で求める書類は、基本的には、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルにある申請書類に準ずるが、産業廃棄物の処理に係る契約目的に合わせ評価内容は適切なものに変更している。

注2：優良産廃処理業者認定制度の認定業者の場合は、「優」マークの付いた書類のみ提出すればよい。

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
白老弾薬支処会計科長 毛利 宣行 殿

以下の項目について誓約します。

- (1) 産業廃棄物処理に提出される申請書類に虚偽の報告の無いこと。
(2) 以下の項目について公表していること。

項 目	公表方法
環境／CSR 報告書	
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	

- (3) 年 月 日から 年 月 日 (入札日) までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号) 第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないこと (書類提出日から入札日までは見込みである。この期間に特定不利益処分を受けた場合には、速やかに分任契約担当官陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処会計科長まで、特定不利益処分を受けたことを報告すること。)
- (4) 事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表されている情報は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3 公表事項」にある公表すべき事項がすべて公表されており、かつ、産業廃棄物処理入札参加時において最新のものであること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

事業の透明性に係る基準に適合することを証明する提出書類

優良産廃処理業者認定制度の優良認定をうけていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること（インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等）。

公 表 事 項		適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報		
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	○	○
④	運搬施設に関する事項	—	—
	処理施設に関する事項		
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図		○
⑥	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の工程		—
⑦	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	○
	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量・中間処理後産業廃棄物の処分量		
⑧	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況		—
⑨	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績		—
⑩	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	○	○
⑪	処理料金の提示方法	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

注1：記載例①～⑬の公表事項の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」を参照のこと。

注2：記載例④⑥⑧及び⑨については、書類の提出を要しない。

直前3年の各事業年度における財務体質の健全性を証する書類

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処

会計科長 毛利 宣行 殿

以下のとおり相違ないことを証明します。

1 自己資本率

事業年度	純資産合計 (円)	負債・純資産合計 (円)	自己資本比率 (%)
年度 (3年前事業年度)	(A)	(B)	(A)/(B)
年度 (2年前事業年度)	(C)	(D)	(C)/(D)
年度 (前年度)	(E)	(F)	(E)/(F)

2 経常利益及び減価償却費

事業年度	経常利益金額 (円)	減価償却費 (円)	経常利益＋ 減価償却費 (円)
年度 (3年前事業年度)			(ア)
年度 (2年前事業年度)			(イ)
年度 (前年度)			(ウ)
平均			

なお、自己資本比率は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「①自己資本比率に係る基準」にある定義に、経常利益金額等の計算方法は、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3.6 財務体質の健全性に係る基準」における「②経常利益金額等に係る基準」にある定義に従って算出した。

年 月 日

住 所

氏 名

印

調達要求番号： 2MEU1CF0001

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
産業廃棄物収集運搬 及び処理役務	SR-Z000017	
	作 成	平成26年11月28日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	白老弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、白老弾薬支処において発生した産業廃棄物の収集運搬及び処理について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 一般的要求事項

2.1 処分の種類及び数量

対象産業廃棄物の数量、場所、期間などの一般的要求事項は調達要領指定書によって指定する。

2.2 収集運搬方法

積み込み運搬については、契約相手方の責任において行う。

2.3 契約相手方の負担

作業に必要な器材・用具及び消耗品は、契約相手方の負担とする。

2.4 処理基準

処理基準は、契約の相手方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、法という。）及び関係法令を遵守し、適正に処理する責任を負うものとする。

- 産業廃棄物（特別産業廃棄物を除く）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。
- 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条2で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。
- 契約業者は、産業廃棄物が原型をとどめないように、また表示が判読できないように、解体・切断・破砕・焼却等の処理を実施するものとする。
- 産業廃棄物管理表（マニフェスト）（以下、管理表という。）の処理は、法第12条3で定めるところによる。

3 品質保証

3.1 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は本契約終了後、検査官に管理票（E票）を速やかに提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 輸送

輸送にあたり脱落防止及び紛失・盗難防止の処置を行うものとする。

4.2 提出書類等

契約の相手方は、次の書類を作成し、提出するものとする。

- a) 産業廃棄物収集運搬許可書及び産業廃棄物処分業許可書の写しを契約担当官に提出する。
- b) 契約の相手方は、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに受領印を押印した管理票（B・D・E）を作成し、契約担当官へ提出するものとする。
- c) 処理工程の着手前、処理中及び処理後の写真（サービス版以上の写真及びネガ、又は1600×1200ピクセル以上の解像度の画像をA4サイズ用紙に印刷したもの）を提出するものとする。

4.3 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。

4.4 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に関して疑義を生じた場合は、契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	補 調 要 - 2
	調 達 要 求 番 号	2MEU1CF0001
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 1 0 月 5 日
	作 成 部 課	白 老 弾 薬 支 処 補 給 科
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 1 0 月 5 日
	作 成 者 名	2 等 陸 曹 谷 口 仁 志
品 名	産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 及 び 処 理 役 務	
仕 様 書 番 号	SR-Z000017	
指定事項		
1 種類及び数量等		
廃プラスチック類	重 量 計 (kg)	14,273.1
	容 積 計 (m ³)	52.8
2 場 所 白老弾薬支処 (野外堆積場)		
3 期 間 入札日～令和5年3月31日 ※検査官に検査票(E票)を提出し役務完了の確認を受けるまでの期間 (但し、産業廃棄物処理法に基づき、管理票交付後180日以内とする。)		